

三九

丙
五月十四日
八九九

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長

宗秩寮總裁

宮内事務官

特命全權大使松本俊一敍位
件

昭和三十一年六月十一日裁可九月十日達
臺帳記入六月十一日官報報告濟

宮内省

裏面白紙



特命全權大使松本俊一叙位ノ

件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十年五月十一日

内閣總理大臣男爵鈴木貫太郎



内

閣

めくれず

裏面白紙

人東位第一〇七號

案起

昭和三十年五月

日

裁可

昭和三十年五月十一日

施行

昭和

年

月

日

日

日

日

内閣總理大臣 印

内閣書記官長

内閣書記官 印

特命全權大使松本俊一 敍位ノ件

敍位後退官

本件ハ敍位後退官ノ者ニ付特付ヲ以テ敍位發令方取計ハレ

内閣

人東位第一〇七號

案起

昭和三十年五月

日

裁可

昭和三十年五月十一日

施行

昭和

年

月

日

日

日

内閣總理大臣

陸

内閣書記官長

内閣書記官

特命全權大使松本俊一叙位
ノ件

叙位後退官

本件ハ叙位後退官ノ者ニ付特ニ五月十一日
付ヲ以テ叙位發令方取計ハレ度
内閣

内閣

321

大東亞省 一〇七

敘正四位

昭和十八年五月日 經過 昭和十九年十月十日 任 官

特命全權大使從四位 松本 俊一

右文武官敘位進階内則第二條ニ依リ

謹テ奏ス

昭和二十年五月三日

大東亞大臣東郷 茂徳



大東亞省

上奏書用紙

規格 B-4 (東東2102)

めくれず

官人第一四六二號ノ二

昭和二十年五月十一日

大東亞大臣官房人事課長山中徳二



内閣官房人事課長蒞江操一殿

敍位ニ關スル件

本月三日附官人第一三五六號ヲ以テ特命全權大使松本俊一敍位ノ件及進達置候處同大使ハ別途内申ノ通退官可致ニ付テハ右敍位ハ退官前御發令相成様御取計相煩度及御依頼也

大東亞省

上奏書用紙

規格B4(東東1209)

官人第一三五六號

昭和二十年 五月 三日

大東亞大臣 東 郷 茂 德



内閣總理大臣 男爵 鈴木 貫 太郎 殿

一 松本俊一 叙位ノ件 上奏書

右 及 進 達 候 也

大東亞省



規格一B4 (東東1209)



五〇三

一特命全權大使私本復一
右位記及回送候條交付方御取計有之度候也

昭和十一年八月二十八日

總裁

外務大臣宛

二十年大東亞大臣上奏
官人才三七六号

二號野紙

裏面白紙

宮内省

325